

大分県報

令和六年
号外（一四）
三月二十九日

（金曜日）

目次

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	二
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正	三
大分県住民基本台帳法施行条例等の一部改正	四
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例等の一部改正	四
大分県用品調達特別会計条例の廃止	四
病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正	五
大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正	五
大分県厚生年金住宅貸与条例の廃止	五
指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	五
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止等	三
大分県安心こども基金条例の一部改正	三
大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例等の一部改正	三
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	三
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正	三
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	三
大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正	五
情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定	五

○ 条 例

大分県漁港管理条例等の一部改正	五八
大分県道路占用料徴収条例の一部改正	五八
大分県建築基準法施行条例の一部改正	六一
大分県地方警察職員定数条例の一部改正	六一

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年大分県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

（大分県監査委員条例の一部改正）

第二条 大分県監査委員条例（昭和三十九年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

（大分県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 大分県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十三年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

（大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第四条 大分県病院事業の設置等に関する条例（平成十七年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第五号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「狩猟免許関係事務の項」を「狩猟免許関係事務の部」に改める。

附則第四項中「技能検定試験関係事務の項」を「技能検定試験関係事務の部」に、「二十五歳」を「二十三歳」に改め、「同項の備考第一号及び第三号に該当する者並びに」を削り、「同項の規定」を「同部の規定」に改める。

別表第一中「この項」を「この部」に改め、同表のハーモニーパークの部中「三二〇円」を「五〇〇円」に改める。

別表第三（風俗営業等関係事務の部の承認手数料の項を除く。）中「この項」を「この部」に改め、同表の衛生関係事務の部中「衛生関係事務の項」を「この部」に、「保健所の項」を「保健所の部」に改め、同表の危険物規制関係事務の部中「六、六〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表の消防設備士関係事務の部中「五、七〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の高圧ガス関係事務の部の高圧ガス製造者許可手数料の項中「高圧ガス製造者許可手数料」を「高圧ガス製造者許可申請手数料」に改め、同項の備考の欄を次のように改める。

上記二に掲げる者で、移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた

ものにあつては、六、〇〇〇円とする。

別表第三の高圧ガス関係事務の部の高圧ガス製造施設等変更許可手数料の項中「高圧ガス製造施設等変更許可手数料」を「高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料」に改め、同部の高圧ガス第一種貯蔵所設置許可手数料の項中「高圧ガス第一種貯蔵所設置許可手数料」を「高圧ガス第一種貯蔵所設置許可申請手数料」に改め、同部の高圧ガス第一種貯蔵所変更許可手数料の項中「高圧ガス第一種貯蔵所変更許可手数料」を「高圧ガス第一種貯蔵所変更許可申請手数料」に改め、同部の高圧ガス製造施設等完成検査手数料の項中「高圧ガス製造者許可手数料、高圧ガス製造施設等変更許可手数料、高圧ガス第一種貯蔵所設置許可手数料及び高圧ガス第一種貯蔵所変更許可手数料」を「高圧ガス製造者許可申請手数料、高圧ガス第一種貯蔵所設置許可申請手数料及び高圧ガス第一種貯蔵所変更許可申請手数料」に改め、「（昭和四十二年法律第四百十九号）」を削り、同部の容器検査所登録又は登録更新手数料の項中「容器検査所登録又は登録更新手数料」を「容器検査所登録又は登録更新申請手数料」に改め、同表の液化石油ガス関係事務の部中「販売事業者登録手数料」を「販売事業者登録申請手数料」に、「保安機関認定手数料」を「保安機関認定申請手数料」に、「保安機関の一般消費者等数増加認可手数料」を「保安機関の一般消費者等数増加認可申請手数料」に、「販売事業者認定手数料」を「販売事業者認定申請手数料」に、「貯蔵施設等設置許可手数料」を「貯蔵施設等設置許可申請手数料」に、「又は第三項」を「若しくは第三項許可手数料」を「貯蔵施設等変更許可申請手数料」に、「又は第三項」を「若しくは第三項又は第三十九条の二十二第一項」に、「充てん設備許可手数料」を「充てん設備許可申請手数料」に、「充てん設備変更許可手数料」を「充てん設備変更許可申請手数料」に改め、同表の産業科学関係事務の部中

(四) F E — S E M / E D S (基本)	一点	一一、三〇〇円	を
(五) F E — S E M / E D S (追加)	一点	二、八五〇円	
(四) F E — S E M / E D S / W D S (基本)	一件	一九、七〇〇円	に、
(五) F E — S E M / E D S / W D S (追加)	一件	五、二〇〇円	

〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「三、七五〇円」に改め、同表の技能検定試験関係事務の部の技能検定試験手数料の項中「二級又は」を削り、「二十五歳」を

「二十三歳」に改め、「いないもの」の下に「第三号に該当する者及び」を加え、同項の備考の欄第三号を次のように改める。

三 前号に規定する在校生であつて、当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において二十三歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料は、七、六〇〇円とする。

別表第三の技能検定試験関係事務の部の技能検定試験手数料の項の備考の欄に次の一号を加える。

四 実技試験の三級を受けようとする者であつて、当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において二十三歳に達していないもの（第一号及び前号に該当する者並びに出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料は、一三、七〇〇円とする。

別表第三の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の部中「建築基準法関係事務の項」を「建築基準法関係事務の部」に改め、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「建築基準法関係事務の項」を「建築基準法関係事務の部」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の警備業関係事務の部の認定証再交付手数料の項を削り、同部の認定証更新手数料の項中「認定証」を「認定」に改め、同部の認定証書換え手数料の項を削り、同表の探偵業関係事務の部を削り、同表の銃砲刀剣類関係事務の部中「一、二、七〇〇円」を「一、四、〇〇〇円」に改め、同表の自動車運転代行業関係事務の部の認定証再交付手数料の項及び認定証書換え手数料の項を削り、同表の政治資金規正法関係事務の部の収支報告閲覧対象文書の写しの交付手数料の項中

「	スキャナにより読み取つてきた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚	五〇円に当該収支報告閲覧対象文書一枚ごとに一〇円を加えた金額	」
---	--	----	--------------------------------	---

磁的記録を光ディスク（CD-R）を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この部において同じ。）を光ディスク（CD-R）」に改め、同部の少額領収書等の写しの開示の実施に係る

手数料の項中

「	スキャナにより読み取つてきた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚	五〇円に当該少額領収書等の写し一枚ごとに一〇円を加えた金額	」
---	--	----	-------------------------------	---

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の液化石油ガス関係事務の部の改正規定 公布の日
- 二 別表第三の危険物規制関係事務の部及び消防設備士関係事務の部の改正規定 令和六年五月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にされた政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第一項及び第二十条の第二項の規定による請求については、改正後の別表第三の政治資金規正法関係事務の部の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第六号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項の事務の欄第十六号を同欄第十七号とし、同欄第十五号(5)中「第六号」を「第五号」に改め、同号(6)中「第八号」を「第七号」に改め、同号(8)中「第九号」を「第八号」に改め、同号中(13)を(14)とし、(10)から(12)までを(11)から(13)までとし、同号(9)中「第一条」を「第一条の五」に改め、同号(9)を同号(10)とし、同号(8)の次に次のように加える。

(9) 法第六十九条の第二第二項（第九号に規定する場合を除く。）

別表第二の八の項の事務の欄第十五号を同欄第十六号とし、同欄第十四号(6)中「第三号」を「第二号」に改め、同号(7)中「第四号」を「第三号」に改め、同号(8)中「第五号」を「第四号」に改め、同号(9)中「第七号」を「第六号」に改め、同欄中同号を第十五号とし、第九

号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 法第六十九条の二第二項の規定に基づき、診療所のみを開設している医療法人から、その診療所ごとの収益等に関する報告を受けること。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大分県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第七号

大分県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 大分県住民基本台帳法施行条例(平成十四年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の三十二第二項」の下に「(法第三十条の四十四の十二の規定により準用する場合を含む。)」を加える。

第八条中「第三十条の四十一第一項」の下に「(法第三十条の四十四の十二の規定により読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

(大分県情報公開条例の一部改正)

第二条 大分県情報公開条例(平成十二年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「第三十条の四十二第二項」の下に「(法第三十条の四十四の十二の規定により読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県条例第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第二項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

(大分県情報公開条例の一部改正)

第二条 大分県情報公開条例(平成十二年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

(大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第三条 大分県住民基本台帳法施行条例(平成十四年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、大分県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例(令和六年大分県条例第七号)の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大分県用品調達特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第九号

大分県用品調達特別会計条例を廃止する条例

大分県用品調達特別会計条例（昭和二十八年大分県条例第十九号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 大分県用品調達特別会計の令和五年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際大分県用品調達特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十一号

大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

大分県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。

附則第一項の見出しを削り、同項ただし書中「及び次項」を削り、同項の項番号を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大分県厚生年金住宅貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十二号

大分県厚生年金住宅貸与条例を廃止する条例

大分県厚生年金住宅貸与条例（昭和三十五年大分県条例第三十六号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の大分県厚生年金住宅貸与条例第三条の規定により賃貸した厚生年金住宅については、なお従前の例による。

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十三号

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十四条を次のように改める。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

令和六年三月二十九日

大分県報号外（条例）

第二十四条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
 - 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 三 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 - 四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 五 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。
 - 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- 第三十四条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「揭示しなければ」を「揭示することを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。」により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。
- 第四十五条ただし書及び第五十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第五十五条を次のように改める。
- （指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）
- 第五十五条** 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次のとおりとする。
- 一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供するものとする。
 - 二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - 四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。

ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

七 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用するものとする。

第六十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十四条中「第四節」を「前節」に改める。

第六十七条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十三条を次のように改める。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第七十三条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十五条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
- 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 三 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 五 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもつて、これを行うものとする。
- 六 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うもの

とする。

七 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
第八十二条第三項中「第八十一条第一項に規定する人員」を「第八十一条第一項から第三項までに規定する人員」に、「第一項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十七号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）
第四条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十六条を次のように改める。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第八十六条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 五 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。
- 六 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成すると

もに、医師に報告するものとする。

七 指定訪問リハビリテーション事業者は、次条第六項に規定するリハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第八十七条第五項中「第四百四十二条第一項から第四項」を「同項から第四百四十二条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
第八十七条に次の一項を加える。

7 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得なければならない。
第九十六条を次のように改める。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第九十六条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
- 三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
- 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

六 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

七 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

八 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

九 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。
一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
六 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者

者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

七 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

八 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

九 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。
一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

六 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
第七百一条に次の三項を加える。
8 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十六号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第五条第十二項に規定する場合において、指定介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、

第一項の規定にかかわらず、同項第一号の生活相談員又は同項第四号の機能訓練指導員を置かないことができる。

9 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）第十二条第九項に規定する場合において、特別養護老人ホームの生活相談員又は機能訓練指導員により指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、同項第一号の生活相談員又は同項第四号の機能訓練指導員を置かないことができる。

10 特別養護老人ホーム基準条例第四十七条第十二項に規定する場合において、地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員又は機能訓練指導員により指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、同項第一号の生活相談員又は同項第四号の機能訓練指導員を置かないことができる。

第百二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百六条を次のように改める。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第百六条 指定通所介護の方針は、次のとおりとする。

一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第百十六条中「場合」との下に、「第百六条第二号」を加える。

第百三十四条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百三十八条第四項中「第百十九条第一項から第三項」を「第百十九条第一項から第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百四十一条を次のように改める。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第百四十一条 指定通所リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。この場合において、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

六 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第四百二十二条第六項中「第八十七条第一項から第四項」を「第八十七条第一項から第六項」に、「第一項から第四項」を「第一項から第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けたい医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第四百二十九条に次の六項を加える。

9 指定介護老人福祉施設基準条例第五条第十一項に規定する場合において、指定介護老人福祉施設の医師により指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、同項第一号の医師を置かないことができる。

10 指定介護老人福祉施設基準条例第十二項に規定する場合において、指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、同項第二号の生活相談員、同項第四号の栄養士又は同項第五号の機能訓練指導員を置かないことができる。

11 特別養護老人ホーム基準条例第十二条第八項に規定する場合において、特別養護老人ホームの医師により指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第一号の医師を置かないことができる。

12 特別養護老人ホーム基準条例第十二条第九項に規定する場合において、特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第二号の生活相談員、同項第四号の栄養士、同項第五号の機能訓練指導員又は同項第六号の調理員その他の従業者を置かないことができる。

13 特別養護老人ホーム基準条例第四十七条第十一項に規定する場合において、地域密着型特別養護老人ホームの医師により指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第一号の医師を置かないことができる。

14 特別養護老人ホーム基準条例第四十七条第十二項に規定する場合において、地域密着

型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第二号の生活相談員、同項第四号の栄養士、同項第五号の機能訓練指導員又は同項第六号の調理員その他の従業者を置かないことができる。

第四百五十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第四百五十一条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホーム基準条例第四十五条に規定する地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

第四百五十六条第四項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第五項中「前項の」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四百六十七条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四百六十七条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第四百七十五条第七項中「前項の」を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次

の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第百八十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百八十五条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百九十一条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百九十二条第一項第一号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十七号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）」を「介護医療院基準条例」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第百九十三条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第百九十五条第五項中「前項の」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置

を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第二百五条中「及び第百六十七条」を「、第百六十七条及び第百六十七条の二」に改める。

第二百八条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「の設備に関する基準は、次のとおりとする」を「にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を有するものとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第百九十三条第一項に規定する設備」を「第百九十三条第一項から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる設備を有するものとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有することとし、それらの設備並びに機能訓練室及び廊下の基準は、次のとおりとする。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i) ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

<p>(2) 共同生活室</p> <p>(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(iii) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>(3) 洗面設備</p> <p>(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適當数設けること。</p> <p>(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 便所</p> <p>(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適當数設けること。</p> <p>(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ロ 廊下幅</p> <p>一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>ハ 機能訓練室</p> <p>内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>ニ 浴室</p> <p>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>ホ ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十条第三号に規定する食堂とみなす。</p> <p>二 前号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>三 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる設備を有するものとする。</p> <p>一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット</p>	<p>ト及び浴室を有することとし、それらの設備並びに機能訓練室及び廊下の基準は、次のとおりとする。</p> <p>イ ユニット</p> <p>(1) 病室</p> <p>(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。</p> <p>(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</p> <p>(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。</p> <p>(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(2) 共同生活室</p> <p>(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(iii) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>(3) 洗面設備</p> <p>(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適當数設けること。</p> <p>(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 便所</p> <p>(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適當数設けること。</p> <p>(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ロ 廊下幅</p> <p>一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>ハ 機能訓練室</p> <p>機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>ニ 浴室</p>
--	---

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ホ ロから二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

ヘ イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

二 前号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

4 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有するものとする。

第二百十條第七項中「前項の」を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二百十五條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二百三十八條において準用する第六十七條の二に規定する委員会において、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者。以下この項において同じ。）の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を

定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 複数の種類の介護機器を活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百二十條ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百二十九條の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百二十九條の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三十五條中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除く。）を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他知事が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症

（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となったときは、その者を再び当該指定特定施設に速やかに入居させるよう努めなければならない。

第二百三十八条中「及び第六十条」を、「第六十条及び第六十七条の二」に改める。

第二百四十二条ただし書及び第二百五十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百五十六条を次のように改める。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百五十六条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の

調整を行うとともに、当該福祉用具の使用手法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

五 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

八 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

九 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百五十七条第一項中「内容等を記載した福祉用具貸与計画」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画（以下この条において「福祉用具貸与計画」という。）に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。第二百六十二条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「揭示しなければ」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。

第二百六十六条中「前項」との下に「、第二百五十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第二百六十六条において準用する次条第一項」とを加える。

第二百六十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第二百七十四条を次のように改める。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百七十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次のとおりとする。

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

四 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うものとする。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

八 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に

指定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。
第二百七十五条第一項中「記載した特定福祉用具販売計画」を「記載した特定福祉用具販売計画(以下この条において「特定福祉用具販売計画」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十六条の四の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「揭示しなければ」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)」により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。

第六十条を次のように改める。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第六十条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じての把握等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確かな把握を行うものとする。

二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

六 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

七 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用するものとする。

第六十二条ただし書及び第六十七条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第七十八条を次のように改める。

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第七十八条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じての把握等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状態、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確かな把握を行うものとする。

二 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書（以下この条において「介護予防訪問看護計画書」という。）を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

十一 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

十二 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十三 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえて、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書（以下この条において「介護予防訪問看護報告書」という。）を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

十四 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

十五 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出しなければならない。

十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

十七 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第二号から第六号まで、第九号及び第十二号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提

出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。

第七十九条第四項中「診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）」を「診療記録」に改める。

第八十一条第三項中「第八十二条第一項に規定する人員」を「第八十二条第一項から第三項までに規定する人員」に、「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第一百五十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十七号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十八条を次のように改める。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）
第八十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じての把握等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用についてこれらの者

の同意を得なければならない。

三 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画（以下この条において「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成するものとする。

四 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

五 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

六 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

七 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

八 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第一百九条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第二百二十七条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもつて、第三号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

九 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを

旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

十一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十二 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十三 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

十四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

十五 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十六 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十七 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十八 第一号から第十六号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な

情報提供及び利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

六 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

七 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

八 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

九 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と

し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってほならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

六 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

七 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

八 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

九 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってほならない。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

六 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第百十九条第四項中「第三項まで」を「第四項まで」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項本文の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百二十六条第三項中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第百二十七条を次のように改める。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じての把握等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画（以下この条において「介護予防通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既

に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

六 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

七 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を受けて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状態、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション及び介護予防について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十八条第三号から第七号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

九 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対

応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

十三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十四 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十五 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第九百三十一条に次の六項を加える。

9 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例（平成二十四年大分県条例第五十六号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第五条第十一项に規定する場合において、指定介護老人福祉施設の医師により指定介護短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、同項第一号の医師を置かないことができる。

10 指定介護老人福祉施設基準条例第五条第十二項に規定する場合において、指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、同項第二号の生活相談員、同項第四号の栄養士又は同項第五号の機能訓練指導員を置かないことができる。

11 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例（平成二十四年大分県条例第五十三号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）第十二条第八項に規定する場合において、特別養護老人ホームの医師により指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第一号の医師を置かないことができる。

12 特別養護老人ホーム基準条例第十二条第九項に規定する場合において、特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第二号の生活相談員、同項第四号の栄養士、同項第五号の機能訓練指導員又は同項第六号の調理員その他の従業者を置かないことができる。

13 特別養護老人ホーム基準条例第四十七条第十一項に規定する場合において、地域密着型特別養護老人ホームの医師により指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第一号の医師を置かないことができる。

14 特別養護老人ホーム基準条例第四十七条第十二項に規定する場合において、地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項及び第四項の規定にかかわらず、第一項第二号の生活相談員、同項第四号の栄養士、同項第五号の機能訓練指導員又は同項第六号の調理員その他の従業者を置かないことができる。

第百三十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百三十三条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホーム基準条例第四十五条に規定する地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

第百三十八条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

施すること。

第百四十一条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

第百四十二条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百四十二条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第百五十五条第五項中「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号）」を「特別養護老人ホーム基準条例」に改める。

第百五十九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百六十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百七十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百七十六条第一項第一号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十七号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）」を「介護医療院基準条例」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第百七十七条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症患者療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟を

いう。以下同じ。）を削る。

第七十九条第二項中「前項の」を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第八十三条中「及び第四百二十二条」を「、第四百二十二条及び第四百二十二条の二」に改める。

第九十三条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「の設備に関する基準は、次のとおりとする」を「は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有するものとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二百八条第一項に規定する設備」を「第二百八条第一項から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を有するものとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有することとし、それらの設備並びに機能訓練室及び廊下の基準は、次のとおりとする。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原

則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i) ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ホ ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

ヘ イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

二 前号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防

短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を有するものとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有することとし、それらの設備並びに機能訓練室及び廊下の基準は、次のとおりとする。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ホ ロから二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

ヘ イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

二 前号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有するものとする。

第五百九十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第二百五条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二十九条において準用する第四百二十二条の二に規定する委員会において、利用者(第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者。以下この項において同じ。)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 複数の種類の介護機器を活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）
第二百二十二条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百六条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除く。）を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合に、おいて診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他事項が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療

機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となったときは、その者を再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させるよう努めなければならない。

第二百九条中「第五十六條の十一まで（第五十六條の九第二項を除く。）」を「第五十六條の八まで、第五十六條の十から第五十六條の十一まで」に、「及び第四百一条の二」を「、第四百一条の二及び第四百二十二條の二」に改める。

第二百三十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百三十六條中「第五十六條の十一まで（第五十六條の九第二項を除く。）」を「第五十六條の八まで、第五十六條の十から第五十六條の十一まで」に、「第二百三十三條まで及び」を「第二百二十二條まで、第二百三十三條及び」に改める。

第二百四十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十八條の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「揭示しなければ」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。

第二百五十二条を次のように改める。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百五十二条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じての把握等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明

を行うものとする。

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に依りて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に依りて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百五十三条第一項中「期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画（以下この条において「介護予防福祉用具貸与計画」という。）に改め、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予

防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百五十三条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第二百五十五条中「前項」との下に、「第二百五十二条第二号中「次条第一項」とあるのは「第二百五十五条において準用する次条第一項」とを加える。

第二百五十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百六十六条を次のように改める。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第二百六十六条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次のとおりとする。

一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して指定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する指定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

五 指定特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等

からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってほならない。

八 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

九 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

第二百六十七条第一項中「指定介護予防福祉用具販売」を「指定特定介護予防福祉用具販売」に改め、「特定介護予防福祉用具販売計画」の下に「（以下この条において「特定介護予防福祉用具販売計画」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「同一敷地内にある」を削る。

第十七条第五項中「前項の」を削る。

第二十五条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第二十五条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除き、第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、入院を受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他知事が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となつたときは、その者を再び当該養護老人ホームに速やかに入所させるよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の三項を加える。

11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域に所在する指定介護老人福祉施設であつて、その入所定員が三十人のものに限る。以下この条において

同じ。）に指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。次項において「指定居宅サービス基準条例」という。）第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合において、当該指定介護老

人福祉施設の入所者及び当該指定短期入所生活介護事業等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項第一号の医師は、当該指定短期入所生活介護事業等の職務に従事することができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項及び次項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合において、当該指定介護老人福祉施設の入所者及び当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第二号の生活相談員、同項第四号の栄養士若しくは管理栄養士又は同項第五号の機能訓練指導員は、当該事業所の職務に従事することができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第六号の介護支援専門員を置かないことができる。

第十六条第五項中「前項の」を削る。
第十七条第六項中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、入所者又はその家族が参加するときこれらの者の同意を得た上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。
第二十五条の二中「医師」の下に「及び第三十三条第一項に規定する協力医療機関の協

力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。
第三十三条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第三十三条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除き、第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
三 入所者の病状が急変した場合等において、入院を受け入れる体制を確保していること。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他知事が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となったときは、その者を再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させるよう努めなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第三十四条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四十条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならぬ。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第四十八条第七項中「前項の」を削る。

第五十三条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十五条中「関する規程」との下に、「第二十五条の二第一項中「第三十三条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十三条第一項」とを加える。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第十六条第五項中「前項の」を削る。

第十七条第六項中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装

置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、入所者又はその家族が参加するときこれらの者の同意を得た上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第三十三条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除き、第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、入院を受け入れる体制を確保していること。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他知事が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となったときは、その者を再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させるよう努めなければならない。

6 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第三十四条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十九条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第四十七条第七項中「前項の」を削る。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の二項を加える。

8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域に所在する特別養護老人ホームであって、その入所定員が三十人のものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第四百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関

する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）第三百三十一條第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合において、当該特別養護老人ホームの入所者及び当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項第二号の医師は、当該指定短期入所生活介護事業所等の職務に従事することができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合において、当該特別養護老人ホームの入所者及び当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第三号の生活相談員、同項第五号の栄養士、同項第六号の機能訓練指導員又は同項第七号の調理員、事務員その他の職員は、当該事業所の職務に従事することができる。

第十六条第五項中「前項の」を削る。

第二十三条の二中「医師」の下に「及び第二十八条第一項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項に規定する医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十八条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第二十八条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除き、第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制

を常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、入院を受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他知事が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となったときは、その者を再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させるよう努めなければならない。

6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十二条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第三十八条第七項中「前項の」を削る。

第四十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十四条中「この場合において」の下に、「第二十三条の二第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第四十四条において準用する第二十八条第一項」とを加える。

第四十七条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者及び当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第一項第二号の医師は、当該指定短期入所生活介護事業所等の職務に従事することができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者及び当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第三号の生活相談員、同項第五号の栄養士、同項第六号の機能訓練指導員又は同項第七号の調理員、事務員その他の職員は、当該事業所の職務に従事することができる。

第四十九条第一項中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該運営推進会議は、入所者又はその家族が参加するときはこれらの者の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第五十条中「この場合において」の下に、「第二十三条の二第一項中「第十二条第一項第二号」とあるのは「第四十七条第一項第二号」と、「第二十八条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条第一項」とを加える。

第五十四条中「この場合において」の下に、「第二十三条の二第一項中「第十二条第一

項第二号」とあるのは「第四十七条第一項第二号」と、「第二十八条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十八条第一項」とを加える。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「同一敷地内にある」を削る。

第十八条第四項中「前項の」を削る。

第二十八条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除く。）を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他知事が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となったときは、その者を再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させるよう努めなければならない。

第二十九条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除

き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。

第三十九条第五項中「同一敷地内にある」を削る。

第四十四条第一項中「交付」を削る。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第六項中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、入所者又はその家族が参加するときこれらの者の同意を得た上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第三十三条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（歯科に係る医療機関を除き、第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、入院を受け入れる体制を確保していること。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称その他知事が別に定める事項を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型コロナウイルス感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した場合において、退院が可能となったときは、その者を再び当該介護医療院に速やかに入所させるよう努めなければならない。

6 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第三十四条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「事項」を「重要事項」に改める。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十九条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会には、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第九条 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年大分県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）第四条第三項（新指定居宅サービス基準条例第九十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第四十条の二（新指定居宅サービス基準条例第九十九条において準用する場合に限る。）並びに第二条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第四条第三項（新指定介護予防サービス基準条例第九十条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十六条の十の二（新指定介護予防サービス基準条例第九十五条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス基準条例第九十七条及び新指定介護予防サービス基準条例第九十三条の規定の適用については、これらの規定中「規則」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、規則」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス基準条例第三十二条の二（新指定居宅サービス基準条例第九十九条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス基準条例第五十六条の二の二（新指定介護予防サービス基準条例第九十五条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附則第六項中「当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例」を「当分の間、第四条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）に改める。

附則第七項中、「新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第二号、第四十五条第二項第二号及び第四十六条第二項第二号並びに新特別養護老人ホーム基準条例」を「並びに第七条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）」に改め、同項の表の新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第二号、第四十五条第二項第二号及び第四十六条第二項第二号の項を削る。

附則第八項中、「第六条の規定による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十四条第二項第三号口、第四十五条第二項第三号口及び第四十六条第二項第三号口」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六十七条第一項、第七十三条、第八十二条、第八十六条、第八十七条、第九十六条、第三百三十八条、第四百一条、第四百十二条及び第九十二条第一項第一号の改正規定並びに同項第五号の改正規定（「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）」を「介護医療院基準条例」に改める部分に限る。）並びに第二条中指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六十七条第一項、第七十八条、第七十九条第四項、第八十一条、第八十八条、第九十七条、第一百九条、第二百二十七条及び第七十六條第一項第一号の改正規定並びに同項第五号の改正規定（「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）」を「介護医療院基準条例」に改める部分に限る。） 令和六年六月一日

二 第一条中指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十四条及び第二百六十二条の改正規定、第二条中指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十六条の四及び第二百四十八条の改正規定、第四条中指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十四条の改正規定（「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。）、第五条中介護老人保健施設の人員、

施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第三十四条の改正規定（「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。）、第七条中軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十九条の改正規定並びに第八条中介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第三十四条の改正規定（「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。） 令和七年四月一日
（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）第五百六条第六項（新指定居宅サービス基準条例第八十二条の三及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条第八項、第九十五条第六項及び第九十条において準用する場合を含む。）、第七十五条第八項、第九十五条第六項及び第九十条第八項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス基準条例第六十七条の二（新指定居宅サービス基準条例第八十二条、第八十二条の三、第八十九条、第二百五十五条（新指定居宅サービス基準条例第二百七条において準用する場合を含む。）及び第二百三十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定居宅サービス基準条例第六十七条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス基準条例第二百二十九条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第三百三十八条第三項（新指定介護予防サービス基準条例第六十一条、第六十六条の三及び第七十三条において準用する場合を含む。）及び第七十九条第三項（新指定介護予防サービス基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新指定介護予防サービス基準条例第四百二条の二（新指定介護予防サービス基準条例第六十一条、第六十六条の三、第七十三、第八十三、第九十九、第一百九十八、二百九十九、三百九十九、四百九十九、五百九十九、六百九十九、七百九十九、八百九十九、九百九十九）及び第二百九十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定介護予防サービス基準条例第四百二十二条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

7 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新指定介護予防サービス基準条例第二百二十二条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

8 施行日から令和九年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

9 施行日から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三十三条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

10 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十条の三中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

11 施行日から令和九年三月三十一日までの間、第五条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十三条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

12 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新介護老人保健施設基準条例第三十九条の

三（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第三十九条の三中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

13 施行日から令和九年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十八条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

14 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条の三（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条の三中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

15 施行日から令和九年三月三十一日までの間、第八条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十三条第一項（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

16 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新介護医療院基準条例第三十九条の三（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護医療院基準条例第三十九条の三中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十四号 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃

止する等の条例

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第一条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十八号)は、廃止する。
(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の介護保険法関係事務の部の指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料の項を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十五号

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例

大分県安心こども基金条例(平成二十一年大分県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行う」の下に「とともに、社会的養護の充実を図る」を加える。
附則第二項中「令和六年六月三十日」を「令和十二年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十六号

大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十四

号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県女性相談支援センターの設置に関する条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九条第一項の規定に基づき、大分県女性相談支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

第二条中「相談所」を「センター」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

(大分県婦人寮の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 大分県婦人寮の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県女性自立支援施設の設置に関する条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項の規定に基づき、大分県女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置する。

第二条中「婦人寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第三条から第五条までを削り、第六条を第三条とする。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

本則中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第二条中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)」に改める。

第三条第一項中「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の権利に関する高い識見と専門性」に改め、「社会において」の下に「入所者の置かれた状況に応じた」を加

令和六年三月二十九日

大分県報号外(条例)

え、「処遇」を「支援」に改める。

第六条第一項中「具体的計画」の下に「（以下「非常災害計画」という。）」を加え、同条第二項中「具体的計画」を「非常災害計画」に改める。

第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条を削る。

第十七条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（関係機関との連携）

第二十条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体のほか、福祉事務所、児童相談所、都道府県警察その他規則で定める関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第十六条を第十八条とする。

第十五条第四項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なわなければならない」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条の見出し中「給食」を「食事の提供」に改め、同条第一項及び第二項中「給食」を「食事」に改め、同条第四項を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十六条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

第十二条及び第十三条を削る。

第十一条第一項中「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第四項中「四・九五

平方メートル」を「九・九平方メートル」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（居室の入所定員）

第十三条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合その他入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

（自立の支援）

第十四条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第十条中「能力及び熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第一号中「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を削る。

第八条中「処遇」を「支援」に、「整備しておかなければ」を「整備しなければ」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（職員配置の基準）

第十条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第三号の職員を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 入所者の自立支援を行う職員 二以上
- 三 栄養士又は調理員 一以上
- 四 看護師又は心理療法担当職員 一以上
- 五 事務員 一以上
- 六 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じ

た適當数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

第七条第一項中「処遇」を「支援」に改め、同条第二項中「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(安全計画の策定等)

第七条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員及び入所者に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第百十七条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う居室の床面積及び入所定員に関する経過措置)

2 この条例の施行前に設置された女性自立支援施設における居室の床面積及び入所定員については、第三条の規定による改正後の女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十二条第四項及び第十三条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 雑則（第百八条・第百九条）」を「第十五章 里親支援センター（第百八条―第百二十三条）」

第十六章 雑則（第百二十四条・第百二十五条）に改める。

第七条の三第一項及び第十六条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第十七条及び第三十二条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第三十五条中「乳幼児について」の下に「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十七条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第四十一条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第四十四条中「母子について」の下に「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十七条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第五十二条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十三条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第六十七条中「児童について」の下に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第七十条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第九十八条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第一百条中「児童について」の下に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第一百三條中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第一百六条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「子ども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に改め、同条第

二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第一百十条中「児童について」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることににより、児童の意見又は意向」を加える。

第一百十三条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第一百十九条を第百二十五条とし、第百十八条を第百二十四条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

（設備）

第百十八条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第三項第三号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第百十九条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認めらる者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格等）

第百二十条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援）

第百二十一条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

（業務の質の評価等）

第百二十二条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表

し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第二百二十三条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附則第十項中「第六十一条第二項又は第百四条第二項」を「第六十二条第二項又は第百五条第二項」に改める。

附則第十一項中「第六十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日より施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告

に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成十九年大分県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

第三条中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十九号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四十八条の四」を「第四百四十八条の五」に、

「第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百五十九条―第百六十条)」を

「第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百五十九条―第百六十条)

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針(第百六十条の二)

第二節 人員に関する基準(第百六十条の三・第百六十条の四)

第三節 設備に関する基準(第百六十条の五)

第四節 運営に関する基準(第百六十条の六―第百六十条の九)

改める。

第二条第二項第七号中「、指定通所支援事業基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第四条第一項中「及び第八章」を「、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第七条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第二十六条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同条第三項中「、居宅介護計画」を「第一項の居宅介護計画」に改める。

第三十条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十六条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

令和六年三月二十九日

大分県報号外(条例)

第五十一条第七項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同条第八項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十一項を削り、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（」の下に「利用者及び当該」を加え、「この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。」を削り、「開催」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第六十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十条の次に次の一条を加える。
（サービス管理責任者の責務）

第六十条の二 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第七十九条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第九十四条中「と読み替える」を「、第六十条の二第一項中「前条」とあるのは「第九

十四条において準用する前条」と読み替える」に改める。
第九十四条の四第一号及び第二号中「第四百四十八条の三」を「第四百四十八条の四」に改める。

第九十四条の五中「第九十条中」を「第六十条の二第一項中「前条」とあるのは「第九十四条の五において準用する前条」と、第九十条中」に改める。

第二百五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百二十条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十二条中「第二十九条」の下に「、第三十条第四項」を加える。

第四百二十二条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第四百四十八条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十条中」を「第六十条の二第一項中「前条」とあるのは「第四百四十八条において準用する前条」と、第九十条中」に改める。

第四百四十八条の四中「第四百四十八条の四」を「第四百四十八条の五」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十条中」を「第六十条の二第一項中「前条」とあるのは「第四百四十八条の五において準用する前条」と、第九十条中」に改め、同条を第四百四十八条の五とし、第四百四十八条の三を第四百四十八条の四とし、第四百四十八条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第四百四十八条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス基準条例第三百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準条例第三百三十八条第一

項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第百四十九条第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準条例第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百四十九条中「基準該当障害福祉サービス（」の下に「第百四十九条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第三号中「指定通所介護事業所等」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所」に、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第百四十九条の二の次に次の一条を加える。
（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）
第百四十九条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に

係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百五十八条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十条中」を「第六十条の二第一項中「前条」とあるのは「第百五十八条において準用する前条」と、第九十条中」に改める。

第百五十八条の四中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十条中」を「第六十条の二第一項中「前条」とあるのは「第百五十八条の四において準用する前条」と、第九十条中」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第百六十条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七

の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第六十条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第六十条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）

第六十条の五 第八十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実施主体）

第六十条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認めるものでなければならない。

（評価及び整理の実施）

第六十条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、ア

セスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第六十条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第六十条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条、第六十一条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十五条、第七十六条、第八十五条、第八十六条、第八十七条から第九十三条まで、第四十五条及び第九十三条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十条の九において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十条の九において準用する第九十条の九」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第六十条の九において準用する第九十条の九」と、第二十九條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十条の九」と、第九十条の九において準用する第九十三条第一項」と、第九十三条第一項中「前条」とあるのは「第六十条の九において準用

する前条」と、第五百五十六条の二第一項及び第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。
第七十条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第七十条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第七十一条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十条中」を「第六十条の二第一項中」「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第九十条中「改める」。

第七十六条第二項中「(昭和三十五年法律第二百二十三号)」を削る。

第八十四条中「及び第四百四十六条」を「、第四百四十六条及び第七十条の二」に、「第九十三条第一項」を「第六十条の二第一項及び第九十三条第一項」に改める。

第八十九条中「第四百四十六条」を「第四百四十六条、第七十条の二」に、「及び第八十条」を「、第七十九条第六項及び第八十条」に、「第九十条中」を「第六十条の二第一項中」「前条」とあるのは「第八十九条において準用する前条」と、第九十条中「準用する前条」を「準用する前条」と、第七十九条第六項中「賃金及び第三項に規定する」とあるのは「第八十八条第一項の」に改める。

第九十三条中「第四百四十六条」を「第四百四十六条、第七十条の二」に、「第八十条から」「第七十九条第六項、第八十条から」に、「第九十三条第一項」を「第六十条の二第一項及び第九十三条第一項」に、「準用する前条」を「準用する前条」と、第七十九条第六項中「賃金及び第三項に規定する」とあるのは「第九十二条第一項の」に改める。

第九十三条の六中「(第十一項を除く。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十三条の七中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第九十三条の十二中「(第十一項を除く。)」を削る。

第九十三条の十四第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第九十三条の十四中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。))第二第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。(指定支援基準を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。))を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第九十三条の十七を次のように改める。

第九十三条の十七 削除

第九十三条の十八中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「ことにより」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第九十三条の二十中「から第六十一条まで」を「、第六十条、第六十一条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九十四条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十五条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号ロからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第九十七条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十七条の五第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十七条の六中「（第十一項を除く。）」を削り、同条に次の一項を加える。
2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十七条の六の次に次の一条を加える。
（地域との連携等）

第九十七条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を

報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告及び同項の要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第九十九条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第二百条中「（第十一項を除く。）」及び「第七十五条」を削る。

第二百条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第二百条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百条の四第一項第二号イからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百条の十の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第一項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び次条

において準用する第九十七条の七第二項の規定による報告及び同項の要望、助言等の内容又は同条第五項の規定による評価の結果」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加える。

第二百条の十一中「(第十一項を除く。)」及び「第七十五条」を削り、「から第九十七条の六」を「から第九十七条の七」に、「第九十七条の六中」を「第九十七条の六第一項中」に改める。

第二百条の十二中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百条の十三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百条の二十二中「(第十一項を除く。)」及び「第七十五条」を削る。

第二百一条第一項中「指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援事業基準条例第六十三条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)」を削り、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百六条中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百七条ただし書中「従事させる」を「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる」に改める。

第二百九条第一項中「とから第六十一条まで」を「と、第六十条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第八十九条第二号」を「第六十条の二第一項中「前条」とあるのは「第二百九条第一項において準用する前条」と、第八十九条第二号」に改める。

第二百十條第一項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「共生型障害福祉サービスの事業を行う者(以下「共生型障害福祉サービス事業者」という。)」を加え、「第四十八条の四」を「第四十八条の五」に改め、同条第二項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「共生型障害福祉サービス事業者」を加える。

附則第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第九項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第十五項中「第九十七条の六」を「第九十七条の六第一項」に改める。

附則第十七項及び第十八項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十二項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に改める。

(指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正)

第二条 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条第一項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十七条の四第一項の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十七条第十一項を削り、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議」の下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「(第二十七条の四第一項の地域移行等意向確認担当者を含む。)」を加え、「この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。」を削り、「開催し」

の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第二十七条第五項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十七条の次に次の三条を加える。

（サービスマニエッタの責務）

第二十七条之二 サービスマニエッタは、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

2 サービスマニエッタは、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第二十七条之三 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第二項の規定による報告及び同項の要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二十七条之四 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、同項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービスマニエッタに報告するとともに、当該内容を第二十七条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第一項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七條第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同條第八項に規定する指定感染症又は同條第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十七條を次のように改める。

第五十七條 削除

第三條 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（平成二十四年大

分県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練(生活訓練) (第五十六条―第六十条)」を「第五章 自立訓練(生活訓練) (第五十六条―第六十条)」に改める。

第五章の二 就労選択支援(第六十条の二―第六十条の八)」に改める。

第二章第二項第三号中「、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三章第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十一項を削り、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議」の下に「利用者及び当該」を加え、「この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。」を削り、「開催し、」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

第十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することと困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第十七条の二 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十九条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十条中「と読み替える」を「、第十七条の二第一項中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と読み替える」に改める。

第五十二条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条第一項中「第六十三条第一項」を「第六十一条の二」に改める。

第五十五条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「と読み替える」を「、第十七条の二第一項中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替える」に改める。

第五十章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(基本方針)

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置)

第六十条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者
- 二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たるとして規則で定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（実施主体）

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならない。

（評価及び整理の実施）

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

（準用）

第六十条の八 第八条（第三項後段を除く。）、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（規模）

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十三条第一項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支援事業所」に改め、同条第三項中「第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する」を削り、「職員」を「職員（第一項第一号に掲げる者を除く。）」に改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第六十九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第三十七条ただし書及び」を「第十七条の二第一項中「前

条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、に改める。

第七十六条第二項中「(昭和三十五年法律第二百二十三号)」を削る。

第八十四条中「及び第五十三条」を、「第五十三条及び第六十八条の二」に、「と読み替える」を、「第十七条の二第一項中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替える」に改める。

第八十七条中「第五十三条」の下に「、第六十八条の二」を加え、「第八十条第一項」を「第十七条の二第一項中「前条」とあるのは「第八十七条において準用する前条」と、第八十条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援事業基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。の事業)」を削る。

附則第二項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
附則第七項中「第五条第二十五項」を「第五条第二十八項」に改める。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十一条第一項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九条第二項中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の

支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第十九条の四第一項の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十九条第十一項を削り、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議」の下に「利用者及び当該」を加え、「この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。」を削り、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

第十九条第五項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十九条の次に次の三条を加える。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条の二 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第十九条の三 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家

族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるとする。

3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の規定による報告及び同項の要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第十九条の四 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、同項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十九条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第一項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第三十九条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定す

る新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第六十二条）

目次中 第二節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）を「第三章 削

第三節 設備に関する基準（第六十五条）

第四節 運営に関する基準（第六十六条―第七十一条）

除」に改める。

第一条中「いう。」の下に「第二十一条の五の四第一項第二号、」を加える。

第二条第二項第三号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第五号中「第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第三条ただし書中「医療型児童発達支援」を「肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第一号」を削り、同項を同条第六項とし、同条

第八項中「から第五項まで（第一項第一号を除く。）」を「（第一号を除く。）」、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第七条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前二項に規定する従業者のほか、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第九項中「前項」を「前二項」に改める。

第八条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同条第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項ただし書中「場合は」の下に「、同項に規定する設備を除き」を加える。

第十二条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第二十四条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第

一 号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項の」に改め、「内容を」の下に「、保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「当該指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有

無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じた、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加え、同条第十一項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十八条の二 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十条の見出しを「(支援)」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十五条中「若しくは特例障害児通所給付費」を「、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第三十九条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十二条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第四十九条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十五条の五に後段として次のように加える。

この場合において、第二十八条の二第一項中「前条」とあるのは、「第五十五条の五において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五十七条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第五十九条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十八条の二第一項中「前条」とあるのは、「第五十九条にお

いて準用する前条」と読み替えるものとする。
第三章を次のように改める。

第三章 削除

第六十二条から第七十一条まで 削除

第七十二条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十五条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十八条中「と読み替える」を「と、第二十八条の二第一項中「前条」とあるのは「第七十八条において準用する前条」と読み替える」に改める。

第七十八条の二中「と読み替える」を「と、第二十八条の二第一項中「前条」とあるのは「第七十八条の二において準用する前条」と読み替える」に改める。

第八十条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第八十一条に後段として次のように加える。
この場合において、第二十八条の二第一項中「前条」とあるのは、「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八十一条の三第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、」を行い、及び」を「」を行い、並びに」に、「の訓練等」を「の支援」に、「訓練等に」を「支援に」、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第八十一条の九中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、「除く。）」の下に「、第二十七条の二」を加え、「第四十七条、第四十九条、第五十条」を「第四十七条から第五十条まで」に、「第五十二条から第五十五条まで及び第七十条の二」を「及び第五十二条から第五十五条まで」に改め、「居室訪問型児童発達支援計画」の下に「と、同条第四項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第二十八条の二第一項中「前条」とあるのは「第八十一条の九において準用する前条」と、第四十八条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」を加える。

第八十九条中「及び第五項」を削り、「、第二十八条」を「、第二十七条の三」に、「第四十七条、第四十九条、第五十条」を「第四十七条から第五十条まで」に改め、「

第七十条の二」及び「及び第二十八条」を削り、「保育所等訪問支援計画」との下に「、同条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「その保護者」とあるのは「その保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「に示す」とあるのは「及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第一項及び第二項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第五項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者」とあるのは「担当者、当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第六項から第八項までの規定及び同条第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十八条の二第一項中「前条」とあるのは「第八十九条において準用する前条」とを加え、「従業者の勤務の」を削り、「体制」の下に「と、第四十八条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」を加える。

第九十条第一項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第六十三条、第七十三条第一項」を「第七十三条第一項」に、「及び第四項」を「及び第三項」に、「同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「の」と、同条第九項を「の」と、同条第八項及び第九項に改め、「第六十三条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項から第四項までの規定中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。

第九十二条第一項中「第六十六条」を削り、同条第二項中「第六十六条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十六条」を削る。

第九十三条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者、共生型通所支援の事業を行う者（以下「共生型通所支援事業者」という。）」に改め、「第七十一条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者、共生型通所支援事業者」に改める。

（指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定

める条例の一部改正）

第六条 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号から第五号までの規定中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第四条第一項中「いう。」の下に「並びに障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害福祉サービス」という。）第五号第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害福祉サービス」という。）第五号第一項に規定する障害福祉サービス（第四十六条において「障害福祉サービス」という。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第五条第二項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

第六条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十二条第二項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上」を加え、同条第十一項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第二十二條の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十二條の三 児童発達支援管理責任者は、前二条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十五条の見出しを「（支援）」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十九条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関

（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十六条第一項中「第五條第十八項」を「第五條第十九項」に改める。

第五十三条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十四条第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第五十八条中「第二十九條」を「第二十二條の二第五項及び第六項中「前條第三項」とあるのは「第五十八條において準用する前條第三項」と、第二十二條の三第一項中「前二條」とあるのは「第五十八條において準用する前二條」と、第二十九條」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七條 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター（第九十二條―第九十五條）」を「第十一章 削除」に改める。

第三條中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第七十二條第三号イ及び第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同條第五号イ中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第七十三條第一項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改め、同條第十四項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同條第十五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第八十一条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同條第三号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第八十二条第六項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第八十六条を次のように改める。

(設備)

第八十六条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

第八十七条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四項から第九項までを削り、同条第十項中「第九十三条第二項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第八十八条及び第八十九条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第九十条及び第九十一条を次のように改める。

第九十条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第九十一条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的

診査は、児童の福祉に有害な実験となつてはならない。
第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第九十二条から第九十五条まで 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の目次の改正規定（「百四十八条の四」を「百四十八条の五」に改める部分を除く。）、同条例第四条第一項の改正規定、同条例第九章の次に一章を加える改正規定、同条例第七十条の次に一章を加える改正規定、同条例第八十四条の改正規定（「及び第四百六条」を「、第四百六条及び第七十条の二」に改める部分に限る。）、同条例第八十九条の改正規定（「第四百六条」を「第四百六条、第七十条の二」に改める部分に限る。）、及び同条例第九十三条の改正規定（「第四百六条」を「第四百六条、第七十条の二」に改める部分に限る。）、第三条中障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第三章の次に一章を加える改正規定、同条例第六十八条の次に一章を加える改正規定、同条例第八十四条の改正規定（「及び第五十三条」を「、第五十三条及び第六十八条の二」に改める部分に限る。）、同条例第八十七条の改正規定（「第五十三条」の下に「、第六十八条の二」を加える部分に限る。）及び同条例附則第七項の改正規定、第五条中指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十九条第一項の改正規定並びに第六条中指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十六条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第九十七条の七（同条例第二百条の十一及び第二百零二条の二十二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第九十七条の七第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表

しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第二十七条の三の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の障害者支援施設の設定及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置（障害者支援施設の設定及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）（障害者支援施設の設定及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
 中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準条例第十九条の四の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

7 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の第三項の指定を受けたものとみなされている者に係る指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数については、第五条の規定による改正後の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援事業基準条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、

なお従前の例によることができる。

8 前項に規定する指定児童発達支援事業所に係る設備については、新指定通所支援事業基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

9 この条例の施行の際現に指定を受けている第五条の規定による改正前の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に係る従業者の員数及び利用定員については、新指定通所支援事業基準条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

10 前項に規定する指定児童発達支援事業所に係る設備については、新指定通所支援事業基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

11 新指定通所支援事業基準条例第二十七条の二（新指定通所支援事業基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条及び第八十一条の九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、新指定通所支援事業基準条例第二十七条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

12 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者に係る当該児童発達支援センターの設備については、第七条の規定による改正後の児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第八十六条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

13 前項に規定する児童発達支援センターの職員については、新児童福祉施設基準条例第八十七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によること

14 この条例の施行の際現に設置している第七条の規定による改正前の児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第八十六条第五号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第六号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設備については、新児童福祉施設基準条例第八十六条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によること

15 前項に規定する福祉型児童発達支援センターの職員については、新児童福祉施設基準条例第八十七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による

ことができる。

大分県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十号

大分県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

大分県安全・安心まちづくり条例（平成十六年大分県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十一号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（社会福祉法人の助成手続に関する条例の一部改正）

第一条 社会福祉法人の助成手続に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、その他」を「その他」に、「実地検査させる」を「実地検査させ、若しくは映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする」ことができる方法によつて検査させる」に改める。

第十四条中「第十一条」を「第十二条第一項」に改める。

（大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の大分県聴覚障害者センターの項中「聴覚障害者用字幕入ビデオカセット」を「聴覚障害者用の録画物」に改める。

（大分県環境緑化条例の一部改正）

第三条 大分県環境緑化条例（昭和四十八年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「ときは」の下に「、その必要な限度で」を、「測量させ」の下に「、無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。）を用いて上空から調査させ」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第三項中「かき、さく等」を「垣、柵等」に改める。

第二十四条中「公団等」を「法人」に改める。

（大分県行政手続条例の一部改正）

第四条 大分県行政手続条例（平成七年大分県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を、「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、

「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条及び次項の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(通知の方法に関する経過措置)

2 第四条の規定による改正後の大分県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

大分県漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十二号

大分県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(大分県漁港管理条例の一部改正)

第一条 大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十条第三項中「二月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、一年）」を「十年」に改める。

第十五条第一項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

(大分県自然海浜保全地区条例の一部改正)

第二条 大分県自然海浜保全地区条例（昭和五十五年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に

改める。

(美しく快適な大分県づくり条例の一部改正)

第三条 美しく快適な大分県づくり条例（平成十六年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条ただし書中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十三号

大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大分県道路占用料徴収条例（昭和五十一年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占用物件	単位	占用料			
		第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	七二〇	六七〇	六二〇	六〇〇	
第二種電柱	一、一〇〇	一、〇〇〇	九五〇	九二〇	
第三種電柱	一、五〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	
第一種電話柱	六四〇	六〇〇	五五〇	五四〇	
第二種電話柱	一、〇〇〇	九六〇	八八〇	八六〇	
第三種電話柱	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	
その他の柱類	六四	六〇	五五	五四	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	六	六	五	
地下に設ける電線その他の線類	つき一年	四	四	三	

法第三十二條											法第三十二條																								
物に掲げる工作						第一項					第二項					物に掲げる工作						第一項					第二項								
地上に設ける変圧器						地下に設ける変圧器					変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所郵便差出箱及び信書便差出箱					その他のもの						広告塔					その他のもの								
一個につき一年						一個につき一年					一個につき一年					一個につき一年						表示面積					占用面積								
六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇	六三〇	五九〇	五四〇	五三〇
270	250	230	230	270	250	230	230	270	250	230	230	270	250	230	230	270	250	230	230	270	250	230	230	270	250	230	230	270	250	230	230	270	250	230	230
380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320
380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320	380	360	330	320
540	510	460	450	540	510	460	450	540	510	460	450	540	510	460	450	540	510	460	450	540	510	460	450	540	510	460	450	540	510	460	450	540	510	460	450
1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100	1330	1220	1100	1100

令和六年三月二十九日

大分県報号外（条例）

条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	1トルにつき一年	Aに〇・〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額
			Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇七を乗じて得た額
令第七条道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額
			Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇六を乗じて得た額
掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額
			Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇六を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに三号に限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇三五を乗じて得た額	Aに〇・〇四五を乗じて得た額	Aに〇・〇五五を乗じて得た額
			Aに〇・〇三五を乗じて得た額	Aに〇・〇四五を乗じて得た額	Aに〇・〇五五を乗じて得た額	Aに〇・〇六五を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇四二を乗じて得た額	Aに〇・〇五二を乗じて得た額	Aに〇・〇六二を乗じて得た額
			Aに〇・〇四二を乗じて得た額	Aに〇・〇五二を乗じて得た額	Aに〇・〇六二を乗じて得た額	Aに〇・〇七二を乗じて得た額
その他のもの	その他のもの	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇四二を乗じて得た額	Aに〇・〇五二を乗じて得た額	Aに〇・〇六二を乗じて得た額
			Aに〇・〇四二を乗じて得た額	Aに〇・〇五二を乗じて得た額	Aに〇・〇六二を乗じて得た額	Aに〇・〇七二を乗じて得た額

別表の備考第二号ハ中「宇佐市」を削り、同号ニ中「杵築市」の下に「宇佐市」を加える。

附 則

(施行期日)
1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用物件の各年度の占用料の額は、占用物件ごとにこの条例による改正後の大分県道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）により算出した占用料の額が前年度の占用料の額（前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあつては、当該前年度における占用の期間に代えて各年度における占用の期間を用いて算出した占用料の額。以下同じ。）に百分の百二十を乗じて得た額を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、当該前年度の占用料の額

に百分の百二十を乗じて得た額とする。

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十四号

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

大分県建築基準法施行条例（昭和四十六年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「の主要構造部」を削り、「耐火構造又は法第九条の三イ若しくは口のいずれかに該当する構造としなければ」を「次の各号のいずれかに該当するものでなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その特定主要構造部が法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合すること。
- 二 その主要構造部が法第二条第九号の三イ又は口のいずれかに該当すること。
- 三 第十二条第一号を次のように改める。
- 一 第十四条の二各号のいずれかに該当するもの

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに定める。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十五号

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

大分県地方警察職員定数条例（昭和二十九年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、第二条第一項の規定の適用については、同項中「六二四人」とあるのは「六二六人」と、「二、〇九二人」とあるのは「二、〇九四人」と、「二、四三七人」とあるのは「二、四三九人」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。